

## 「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

(ページ)

1. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則の一部改正新旧対照表…………… 1 8
3. 業務規程の一部改正新旧対照表…………… 1 9
4. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表…………… 2 0
5. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 2 2

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、「不動産投資信託証券」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として<u>不動産等</u>に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</p> <p>2 <u>この特例において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。</u></p> <p><u>(1) 不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産のうち本邦内にあるものをいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 不動産の賃借権</u></p> <p><u>(3) 地上権（本邦内の土地に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(4) 地役権（本邦内の土地に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(5) 投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに規定する資産（本邦内にあるものに限る。）</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、「不動産投資信託証券」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として<u>不動産関連資産</u>に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</p> <p>2 <u>この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。</u></p> <p><u>(1) 不動産</u></p> <p><u>(2) 不動産同等物（次のaからdまでに掲げる資産をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>a 不動産の賃借権</u></p> <p><u>b 地上権</u></p> <p><u>c 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>d 当事者の一方が相手方の行う不動産、不動産の賃借権及び地上権のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</u></p> <p><u>(3) 不動産関連有価証券等（次のaからfまでに掲げる資産をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>a 不動産、土地の賃借権、地上権又は金銭のみを信託する信託の受益権（当該信託の信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるもの限り、前号cに掲げるもの及び有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>b 当事者の一方が相手方の行う不動産若し</u></p>

くは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（前号dに掲げるものを除く。）

c 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。）

d 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。）

e 投資信託法に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。）

f 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。）

3 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 当事者の一方が相手方の行う不動産等を主たる対象とした運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

3 この特例において「現金同等物等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第18項に規定する現金同等物及びこれに類するものとして本所が適当と認めるものをいう。

(2) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。）

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

(4) 投資信託法に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。）

(5) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

4 (略)

5 この特例において「流動資産等」とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。

(上場申請)

第3条 (略)

2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる書類

a～c (略)

d 第4条第1項第2号aに適合するために必要な不動産等を既に取得している旨又は

4 (略)

(新設)

(上場申請)

第3条 (略)

2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる書類

a～c (略)

d 第4条第1項第2号a及びcに適合するために必要な不動産及び不動産同等物を既

それを遅滞なく取得できる見込みである旨を、幹事会員が確約した書面

e 第4条第1項第2号cに規定する書面又は同cただし書に規定する推薦書

f 本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等（第1項各号に定める者をいう。以下同じ。）の運用体制等に関する報告書

g (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券前号aからgまでに掲げる書類

(3) 投資証券

次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号c及びeに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号cからeまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 第1号aからfまでに掲げる書類

b～d (略)

3～5 (略)

6 本所は、上場審査に必要と認めるときは、不動産投資信託証券の上場を申請した者に対し、第2項から前項までに規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

7 (略)

8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号aを除く。）及び次条第1項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）につ

に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を、幹事会員が確約した書面

e 第4条第1項第3号の規定により上場申請銘柄の発行者が確約した書面  
(新設)

f (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券前号aからfまでに掲げる書類

(3) 投資証券

次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号cに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号c及びdに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 第1号aからeまでに掲げる書類

b～d (略)

3～5 (略)

6 第2項から前項までに掲げる書類のほか、不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類を請求する都度遅滞なく提出するものとする。

7 (略)

8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号aを除く。）及び次条各項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）につ

いては、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第3条の2 (略)

- 2 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからgまでに適合していること。

a 運用資産等の総額に占める、不動産等の額の比率が70%以上になる見込みのあること。

b 運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに95%以上になる見込みのあること。

c 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、上場後2年が経過するまでの間、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を証券会社との間で締結する旨を本所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事取引参加者が本所所定の推薦書により当該不動産投

ては、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第3条の2 (略)

- 2 不動産投資信託証券の上場を申請する者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、当該申請を行う時に、本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。

a 運用資産等の総額に占める、不動産等相当部分の額の比率が75%以上になる見込みのあること。

b 運用資産等(投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、当該投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであって、本所が適当と認めるものを除く。)が、上場の時までに、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に  
限られていること。

c 運用資産等の総額に占める、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産(1か年以内に売却する見込みのないものに限る。)に係る不動産等相当部分の額の比率が50%以上になる見込みのあること。

資信託証券の上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。

d～q (略)  
(削る)

(3) 次の a から d までに適合していること。

a 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。

b 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。

c 上場申請銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。

d その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものではないこと。

d～q (略)

r 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

(3) 上場申請銘柄の発行者が、次の a から c までに掲げる区分に従い、当該 a から c までに定める事項について、書面により確約すること。

a 上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合 次に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等及び運用資産等(運用資産等の裏付けとなる不動産及び不動産同等物を含む。以下この号において同じ。)に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等及び運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

(c) 上場申請銘柄の発行者が第9条の規定に従い上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等に関する情報の開示を行うことについて当該信託会社等が同意していること。

b 上場申請銘柄が委託者非指図型投資信託の受益証券である場合 次に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄に係る運用資産等に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄に係る運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

c 上場申請銘柄が投資証券である場合 次

に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者及び運用資産等に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者及び運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

(c) 上場申請銘柄の発行者が第9条の規定に従い上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者に関する情報の開示を行うことについて当該投資信託委託業者が同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号 a、b、d、j から n まで及び q 並びに第3号に適合していること。この場合における同 j の規定の適用については、同 j 中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。

b・c (略)

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号 a から d まで、j から n まで、q 及び r 並びに第3号に適合していること。この場合における同 j の規定の適用については、同 j 中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。

b・c (略)

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当

該上場投資証券が上場廃止となる場合

a・b (略)

c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第2号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

d (略)

(3) (略)

(新不動産投資信託証券の上場申請手続等)

第8条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の新たに発行される受益権又は投資口に係る不動産投資信託証券で本所に上場していないものの上場を申請する場合には、上場不動産投資信託証券の発行者等が本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

3 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとするときは本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券  
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

該上場投資証券が上場廃止となる場合

a・b (略)

c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第3号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

d (略)

(3) (略)

(新不動産投資信託証券の上場申請手続等)

第8条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の新たに発行される受益権又は投資口に係る不動産投資信託証券で本所に上場していないものの上場を申請する場合には、上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。第3項において同じ。)が本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

3 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとするときは本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券  
上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～d (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券  
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a・b (略)

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～d (略)

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第2条第2項第6号に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生

b (略)

(3)～(5) (略)

3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意す

a～d (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券  
上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a・b (略)

(3) 投資証券

上場投資証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～d (略)

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 運用資産等（賃借権若しくは地上権の目的となる不動産、不動産同等物（不動産の賃借権及び地上権を除く。）に係る信託財産等の資産に含まれる不動産及び不動産関連有価証券等の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生

b (略)

(3)～(5) (略)

3 上場不動産投資信託証券の発行者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場不動産投資信託証券の発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に

るものとする。

4 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当該不動産投資信託証券に係る計算期間又は営業期間経過後3か月以内に、本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 前各項のほか、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

6 上場不動産投資信託証券の発行者等は、投資者への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者等が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者等は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第10条 上場不動産投資信託証券の発行者等は、本所が上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求

供することに同意するものとする。

(新設)

4 前3項のほか、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

5 上場不動産投資信託証券の発行者は、投資者への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

6 第1項、第2項及び第4項の規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第10条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等（第3条第1項各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）は、本所が上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当

める場合には、これに協力するものとする。

- 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 (略)

2～4 (略)

- 5 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合又は運用報告書を受益者若しくは投資主に交付した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 (略)

- 7 前各項のほか、上場不動産投資信託証券の発行者等は本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券  
a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに該

該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

- 2 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 (略)

2～4 (略)

- 5 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 (略)

- 7 前各項のほか、上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)は本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券  
a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに該

当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ~ (c) (略)

- b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添

当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書(当該他の投資信託委託業者が発行者となる場合にあつては、不動産投資信託証券上場契約書及び第4条第1項第3号aに規定する事項について確約した書面)を提出する場合は、この限りでない。

(a) ~ (c) (略)

- b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書(当該他の信託会社等が発行者となる場合に

付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 当該投資信託の受託者でなくなった場合

(3) 投資証券

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書及び第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合はこの限りでない。

(a)～(c) (略)

(d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者でなくなった場合

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 運用資産等の総額に占める、不動産等の額の比率が70%未満となった場合において、1か年以内に70%以上とならないとき。

(2) 運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が95%未満となった場合において、1か

あつては、不動産投資信託証券上場契約書及び第4条第1項第3号bに規定する事項について確約した書面)を提出する場合は、この限りでない。

a・b (略)

(新設)

(3) 投資証券

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書を提出する場合はこの限りでない。

(a)～(c) (略)

(新設)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 運用資産等の総額に占める、不動産等相当部分の額の比率が75%未満となった場合において、1か年以内に75%以上とならないとき。

(2) 運用資産等(投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、当該投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い

年以内に95%以上とならないとき。

(3) 計算期間又は営業期間に係る収益の分配又は金銭の分配を行わなかった場合において、1か年以内に収益の分配又は金銭の分配を行わないとき（本所が別に定める場合を除く。）。

(4)～(9) (略)

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第3条の2若しくは第9条第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし、当該者（投資法人を除く。）が、第1項第1号aただし書、同号bただし書、同項第2号ただし書又は同項第3号bただし書に該当する場合は、この限りでない。

(10)の2～(17) (略)

3 前項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、本所が定めるところにより、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券に係る有価証券上

保有するものであって、本所が適当と認めるものを除く。）が、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に限られなくなった場合

(3) 運用資産等の総額に占める、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）に係る不動産等相当部分の額の比率が50%未満となった場合において、1か年以内に50%以上とならないとき。

(4)～(9) (略)

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第3条の2若しくは第9条第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(10)の2～(17) (略)

3 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の審査は、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の審査は、本所が定めるところにより、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券に係る有価証券上

場規程第6条、第10条、第13条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第10条第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第15条の規定により読み替えて適用する第10条第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第10条中「株券、優先出資証券又は外国株預託証券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項の適用を受ける者を除く。）」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と、「前条に規定する「株券上場審査基準」」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第3条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者であるもの」と、同第13条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

付 則

場規程第6条及び第13条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、同第13条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第3条第1項各号に定める者をいう。）」とする。

- 1 この改正規定は、平成18年12月 8日から施行する。
- 2 改正後の第3条から第4条までの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する不動産投資信託証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に不動産投資信託証券の上場を申請した者（施行日において現に上場不動産投資信託の発行者等である者を除く。）は、改正後の第3条第2項第1号f（同項第2号又は第3号aの規定による場合を含む。）に規定する報告書を平成18年12月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に不動産投資信託証券の上場を申請した者（施行日において現に上場不動産投資信託の発行者等である者を除く。）は、改正後の第3条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を上場日までに（施行日において本所が上場を承認していない場合には、本所が上場を承認する日に）提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成18年12月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する報告書を

平成18年12月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 改正後の第11条第5項の規定は、平成19年1月1日以後終了する計算期間又は営業期間に係る運用報告書から適用する。

8 改正後の第12条第2項第1号から第3号までの規定は、平成19年1月1日以後終了する計算期間又は営業期間の末日後に行う審査から適用する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。）等について、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月 8日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行を除く。）等について、必要な事項を定める。</p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(総売買高等の通知及び公表)</p> <p>第62条 法第116条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、<u>電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼動に支障が生じた場合その他本所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月 8日から施行する。</p>	<p>(総売買高等の通知及び公表)</p> <p>第62条 法第116条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、<u>書面</u>を通じて行うものとする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(2) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(d) 不動産投信特例取扱い8. (7) aに規定する猶予期間の最終日までに、<u>不動産投信特例第12条第2項第1号から第3号まで</u>、第5号又は第6号に該当しなくなったことが確認できない場合</p> <p>(e) ～ (k) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(2) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(d) 不動産投信特例取扱い8. (7) aに規定する猶予期間の最終日までに、<u>不動産投信特例第12条第2項第1号、第3号</u>、第5号又は第6号に該当しなくなったことが確認できない場合</p> <p>(e) ～ (k) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定</p>

める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b

(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年12月 8日から  
施行する。

める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)a

の2(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

**不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条）関係</p> <p><u>（1） 第3項第1号に規定する「不動産等を主たる対象とした運用」及び「主として不動産等に対する投資として運用」とは、出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用することをいうものとする。</u></p> <p><u>（2） 第3項第2号から第5号までに規定する「主として不動産等であるもの」とは、次に掲げる資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものをいうものとする。</u></p> <p><u>a 特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産</u></p> <p><u>b 投資信託の投資信託財産</u></p> <p><u>c 投資法人が運用のために保有する資産</u></p> <p><u>d 特定目的信託の信託財産</u></p> <p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条）関係</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 第2項第1号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を<u>上場日</u></p>	<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条）関係</p> <p><u>（1） 投資信託の投資信託財産又は投資法人の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産と併せて取得することが適当と本所が認めるものは、不動産投信特例の適用については、不動産とみなす。</u></p> <p><u>（2） 第3項に定める「これに類するものとして本所が適当と認めるもの」とは、不動産、不動産同等物及び現金同等物以外の資産のうち、次に掲げる資産であって投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第3条各号に掲げる資産に該当するものを含むものとする。</u></p> <p><u>a 株券その他大きな値動きが見込まれる資産以外の資産</u></p> <p><u>b 不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として有する取引に係る権利その他の資産</u></p> <p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条）関係</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 第2項第1号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を<u>上場日</u></p>

の前日までとすることができるものとする。

(3) 第2号第1号dに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取得できる見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3.(2)a及びbに掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。

3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い  
(不動産投信特例第4条) 関係

(1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、最近の計算期間又は営業期間の末日における貸借対照表に計上した額(信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額)によるものとする。

(削る)

直後とすることができるものとする。

(3) 第2号第1号dに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取得できる見込みであることをいう。ただし、第4条第1項第2号aについては、上場申請者が3.(3)a及びbに掲げる書類を提出する場合、第4条第1項第2号cについては、上場申請銘柄の発行者が3.(6)に掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。

3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い  
(不動産投信特例第4条) 関係

(1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、上場申請銘柄が受益証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。)第4号様式 記載上の注意(26)bに定める価格、上場申請銘柄が投資証券である場合には、特定有価証券開示府令第4号の3様式 記載上の注意(32)bに定める価格によるものとする。

(2) 第1項第2号aに規定する「不動産等相当部分の額」は、不動産及び不動産同等物の額と不動産関連有価証券等のうち不動産又は不動産同等物に相当する部分の額の合計額とする。この場合における不動産関連有価証券等のうち不動産又は不動産同等物に相当する部分の額は、各不動産関連有価証券等について、次の算式によって算出された額とする。

不動産関連有価証券等の額×(当該不動産関連有価証券等の対象である信託財産等の資

(2) 第1項第2号aに規定する「70%以上になる見込みのあること」とは、上場申請時において70%以上であることをいう。ただし、上場申請者が次のa及びbに定める書類を上場承認時までに提出した場合は、上場後3か月以内に70%以上になる見込みがあることをいう。

a (略)

b 取得する不動産等に係る売買契約書等の写し

(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、証券会社は、不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。

(削る)

(削る)

産に含まれる不動産及び不動産同等物の額／当該不動産関連有価証券の対象である信託財産等の資産総額)

(注) 当該不動産及び不動産同等物の額並びに資産総額は、原則として、当該不動産関連有価証券等の発行者等が前(1)に準じて付した価格を用いるものとする。

(3) 第1項第2号aに規定する「75%以上になる見込みのあること」とは、上場申請時において75%以上であることをいう。ただし、上場申請者が次のa及びbに定める書類を上場申請時に提出した場合は、上場後3か月以内に75%以上になる見込みがあることをいう。

a (略)

b 取得する不動産関連資産に係る売買契約書等の写し

(4) 第1項第2号cに規定する「安定的賃貸事業収入」とは、不動産の賃貸事業から生じる収入のうち、将来当該不動産について造成又は建築によって整備又は実用化等が図られることにより現行の賃貸事業収入が著しく変動することが見込まれない安定した収入をいう。

(5) 第1項第2号cに規定する「生じる見込みがある」とは、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が上場後3か月以内に生じる見込みがある旨を幹事会員が確約した書面を提出している場合をいう。

(6) 第1項第2号cに規定する「50%以上になる見込みのあること」とは、上場申請時において50%以上であることをいう。ただし、上場後3か月以内に50%以上になる旨及びその理由について記載した書面を上場申請銘柄の発行者が上場申請時に提出した場

(削る)

合は、上場後3か月以内に50%以上になる見込みがあることをいう。

(7) 第1項第2号cに規定する「安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）に係る不動産等相当部分の額」は、次のaからdまでに掲げる不動産関連資産の区分に従い、当該aからdまでに定める額の合計額とする。

a 不動産

安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）の額

b 不動産同等物（不動産の賃借権又は地上権に限る。）

安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）の賃借権又は当該不動産に係る地上権の額

c 不動産同等物（前bに該当するものを除く。）

各不動産同等物について、次の算式により算出した額

不動産同等物の額×（当該不動産同等物の対象である信託財産等の資産に含まれる安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みのある不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）の額／当該不動産同等物の対象である信託財産等の資産総額）

d 不動産関連有価証券等

各不動産関連有価証券等について、次の算式により算出した額

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 第1項第3号aからcまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類（第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第3号a関係

(a) 新規上場申請書類のうち不動産投資信託証券に関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。

(b) 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。

b 第3号b関係

不動産関連有価証券等の額×（当該不動産関連有価証券等の裏付けとなっている不動産のうち、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがあるもの（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）の額／当該不動産関連有価証券等の対象である信託財産等の資産総額）

（注）c及びdにおける当該不動産の額、不動産同等物の額及び資産総額は、原則として、当該不動産関連有価証券等の発行者等が(1)に準じて付した価格を用いるものとする。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(新設)

不動産投資信託証券の上場を申請した者が資産の運用等にあたって、上場申請銘柄の受益者又は投資主の利益を害することがないように、適切な体制を整備していること。

c 第3号c関係

上場時に見込まれる運用資産等（3.（2）に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得できる見込みの不動産等を含む。）のうち賃貸事業収入が生じている又は生じる見込みがある不動産等を継続して所有することにより、当該銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が継続して行われる見込みのあること。

4. 上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条）関係

第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第1号f（同項第2号又は第3号aの規定による場合を含む。）に規定する報告書及び同条第3項各号に規定する書類

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）関係

(1)・(2) (略)

(3) (略)

a (略)

b 第4条第2項各号の規定により上場される投資証券

前aに定める日。ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同

4. 上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条）関係

第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 第3条第3項各号に規定する書類

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）関係

(1)・(2) (略)

(3) (略)

a (略)

b 第4条第2項第1号の規定により上場される投資証券

前aに定める日。ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同

じ。)の日

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条）関係

(1) 第2項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定めるものとする。この場合において、3.(1)の規定はこの(1)に規定する「譲渡対象資産の価格」及び「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(4)の規定は、「純資産総額」について、それぞれ準用する。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかに該当すること。

(a) 譲渡する場合にあっては、最近計算期間又は最近営業期間の末日における譲渡対象資産の価格が5,000万円未満であること。

(b) 取得する場合にあっては、取得対象資産の取得価格が5,000万円未満であると見込まれること。

(削る)

b (略)

(2) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含む

じ。)の日

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条）関係

(1) 第2項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定めるものとする。この場合において、3.(1)の規定はこの(1)に規定する「譲渡対象資産の価格」及び「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(8)の規定は、「純資産総額」について、それぞれ準用する。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 譲渡する場合にあっては、最近計算期間又は最近営業期間の末日における譲渡対象資産の価格が同日における純資産総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 取得する場合にあっては、取得対象資産の取得価格が、最近計算期間又は最近営業期間の末日における純資産総額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 譲渡対象資産の譲渡予定日の属する計算期間又は営業期間において、譲渡対象資産の譲渡による当期利益の増加額又は減少額が最近計算期間又は最近営業期間の当期利益の額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b (略)

(2) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含む

ものとする。この場合において、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第7号様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(3) 第2項第5号に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準」は、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定めるものとする。

a (略)

b 収益の分配又は金銭の分配

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して得た数値が1.05以上又は0.95以下であること。

(4) 第3項に規定する宣誓書には、上場不動産投資信託証券の発行者等の代表者による署名を要するものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 第5項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条、

ものとする。この場合において、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(3) 第2項第5号に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準」は、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定めるものとする。

a (略)

b 収益の分配又は金銭の分配

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して得た数値が1.2以上又は0.8以下であること。

(4) 第3項に規定する宣誓書には、上場不動産投資信託証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 第4項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条、

第14条及び第15条に定めるところに準じ  
ることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取  
扱い（不動産投信特例第11条）関係

(1)～(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第  
3号に係るものに限る。）は、次のaからe  
までに掲げる事項について決議又は決定を行  
った場合に、当該aからeまでに定めるとこ  
ろにより行うものとする。この場合において、  
上場不動産投資信託証券の発行者は、cの  
(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる  
書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意  
するものとする。

a・b (略)

c 第7条第1項第3号aの(d)に掲げる  
事項

(a) (略)

(b) 投資信託法第149条第1項、第  
149条の6第1項又は第149条の1  
第1項に規定する書面（法定事前開示  
書類）の写し これらの規定により当該  
書面を本店に備え置くこととされている  
日の前日までに

(c)・(d) (略)

d・e (略)

(4)の2～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「理由」の記載に当  
たっては、有価証券報告書、半期報告書又は  
運用報告書の作成に関して上場不動産投資信  
託証券の発行者の代表者が確認した内容を記  
載するものとする。

(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い

第14条及び第15条に定めるところに準じ  
ることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取  
扱い（不動産投信特例第11条）関係

(1)～(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第  
3号に係るものに限る。）は、次のaからe  
までに掲げる事項について決議又は決定を行  
った場合に、当該aからeまでに定めるとこ  
ろにより行うものとする。この場合において、  
上場不動産投資信託証券の発行者は、cの  
(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる  
書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意  
するものとする。

a・b (略)

c 第7条第1項第3号aの(d)に掲げる  
事項

(a) (略)

(b) 投資信託法第149条第1項又は  
第149条の6第1項に規定する書面  
（法定事前開示書類）の写し これらの  
規定により当該書面を本店に備え置くこ  
ととされている日の前日までに

(c)・(d) (略)

d・e (略)

(4)の2～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「理由」の記載に当  
たっては、有価証券報告書又は半期報告書の  
作成に関して上場不動産投資信託証券の発行  
者の代表者が確認した内容を記載するもの  
とする。

(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い

(不動産投信特例第12条) 関係

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が第1項第1号aの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めるときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第1号b本文に該当する場合において、上場受益証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めるときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(3) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第2号aからcまでのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めるときは、同号に該当するものとして取り扱う。

(4) ・ (5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第1項第3号bの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合において、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたと

(不動産投信特例第12条) 関係

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が第1項第1号aの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第1号b本文に該当する場合において、上場受益証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(3) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第2号a又はbに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

(4) ・ (5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第1項第3号bの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたと

き又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。

a 第2項第1号に規定する「1か年以内に70%以上とならないとき」とは、各計算期間又は各営業期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下「猶予期間」という。）内において運用資産等の総額の70%以上とならないときを、第2号に規定する「1か年以内に95%以上とならないとき」とは、猶予期間内において運用資産等の総額の95%以上とならないときを、第3号に規定する「1か年以内に収益の分配又は金銭の分配を行わないとき」とは、猶予期間内に開始するすべての計算期間又は営業期間について収益の分配又は金銭の分配を行わないときを、第5号に規定する「1か年以内に5億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において5億円以上とならないときを、第6号に規定する「1か年以内に25億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において25億円以上とならないときをそれぞれいうものとする。

b 第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する基準の審査において、計算期間又は営業期間の末日の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、本所所定の様式による資産の運用状況表を本所に提出するものとする。

きは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。

a 第2項第1号に規定する「1か年以内に75%以上とならないとき」とは、各計算期間又は各営業期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下「猶予期間」という。）内において運用資産等の総額の75%以上とならないときを、第3号に規定する「1か年以内に50%以上とならないとき」とは、猶予期間内において運用資産等の総額の50%以上とならないときを、第5号に規定する「1か年以内に5億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において5億円以上とならないときを、第6号に規定する「1か年以内に25億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において25億円以上とならないときをそれぞれいうものとする。

b 計算期間又は営業期間の末日の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、本所所定の様式による資産の運用状況表を本所に提出するものとする。

c 第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する基準の審査は、第11条第4項第1号又は前bの規定により提出される資産の運用状況表に記載された資産の運用状況によるものとし、第2項第3号に規定する基準の審査は、有価証券報告書に記載された収益の分配又は金銭の分配の状況によるものとする。

d 第2項第3号に規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券に係る発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると本所が認める場合をいうものとする。

(8) ~ (10) (略)

(10) の2 第2項第10号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場不動産投資信託証券の発行者等が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に準じて行う報告書の提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該発行者等に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に規定する報告書に準じた報告書の提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を行わない場合には、第10号に該当することとなること。

(b) 請求理由

(c) 提出期限

c 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査は、第11条第4項第1号又は前bの規定により提出される資産の運用状況表に記載された資産の運用状況によるものとする。

(新設)

(8) ~ (10) (略)

(新設)

b 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて上場不動産投資信託証券の発行者に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する報告書に準じた報告書を2回提出しているとき。

c 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて上場不動産投資信託証券に係る発行者等のうち発行者以外の者に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する報告書に準じた報告書を2回提出しているとき。

d a、b又は前cのほか、本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて報告書の提出を求めたにもかかわらず、不動産投資信託証券に関する情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(11) ~ (14) (略)

(15) 3. (1)の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. (4)の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(11) ~ (14) (略)

(15) 3. (1)の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. (2)の規定は同項に規定する「不動産等相当部分の額」について、3. (4)の規定は同項に規定する「安定的賃貸事業収入」について、3. (7)の規定は同項に規定する「安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている不動産（1か年以内に売却する見込みのないものに限る。）に係る不動産等相当部分の額」について、3. (8)

の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条）関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. （4）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）～（4）（略）

11. 有価証券上場規程の読替えの取扱い（不動産投信特例第15条）関係

第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条及び第10条に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11.（1）及び11.の2にかかわらず、100万円とする。

付 則

この改正規定は、平成18年12月 8日から施行する。

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条）関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. （8）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）～（4）（略）

11. 有価証券上場規程の読替えの取扱い（不動産投信特例第15条）関係

第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11.（1）にかかわらず、100万円とする。